



沼津市職員措置請求書を受理しました

要 旨

令和6年3月8日に提出された沼津市職員措置請求書について、地方自治法第242条の請求要件を具備しているものと判断し、令和6年4月1日に監査委員の合議により受理決定されました。

概 要

- 1 請 求 人 4名
- 2 請求の要旨 沼津市長が株式会社東日に対して支払った、沼津市新中間処理施設整備敷地造成に伴う構造物等詳細設計業務委託料 33,000,000 円を市長と会計管理者に損害賠償させること。
- 3 請求の理由 沼津市新中間処理施設整備敷地造成に伴う構造物等詳細設計業務委託に係る 33,000,000 円の支払いが覚書、都市計画決定及び環境アセスメントに反しており、沼津市が新中間処理施設計画を進めていることが違法である。

※請求人の意向により、住所及び氏名の公表は控えます。

お問い合わせ先

沼津市役所 監査委員事務局
直通:055-934-4814